

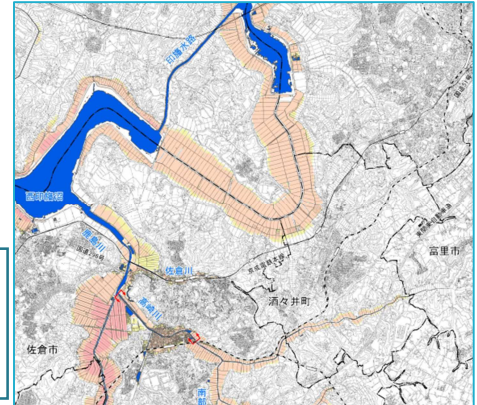
報告 1 印旛沼関連事業市町連絡会議の活動について

～国の計画に「印旛沼」が追記～

当連絡会議は、印旛沼関連事業の連絡調整及び調査・研究を行うことを目的として、成田市、佐倉市、印西市、栄町及び酒々井町で構成し、印旛沼の治水・利水・環境対策の実現に向け、長年、

国及び千葉県に要望活動を行ってきました。

特に、当町は利根川の氾濫原にあり、想定浸水区域にも位置づけられています。



利根川水系洪水浸水
想定区域図
(想定最大規模)
R2.5.28 千葉県作成

【今年度の活動】

2月17日 国土交通省本省をはじめとした国への要望活動

2月27日 千葉県知事をはじめとした県への要望活動



要望活動の中で、

『現在、国が検討を進めている利根川水系利根川・江戸川河川整備計画（変更原案）の中に、要望事項のひとつとして挙げられている印旛沼の活用について追記することを検討している』とのお話を伺うことができました。



今回の変更原案への『印旛沼活用に関する追記』は、当会議が平成19年度から要望活動を開始、コロナ禍においても絶えることなく構成市町並びに関係の皆様方のご協力により実施してきた要望活動の成果の賜であると認識しています。

今後も、要望内容の実現に向け早期に事業の実施に至るよう当会議において活動を継続していきたいと考えていますので、引き続きご理解ご協力をお願いします。

報告 2 酒々井町における見守り活動に関する協定の締結について

～安全安心なまちづくりを推進～

2月12日、町は佐倉警察署、酒々井町商工会、酒々井町社会福祉施設協議会と共に「酒々井町における見守り活動に関する協定」を締結しました。

近年、従来の犯罪に加えて電話詐欺や匿名流動型犯罪グループによる強盗事件など、新たな治安課題が増加しており、このような背景を受け、今回の協定では、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを推進するため、警察と町では防犯を目的とした町内パトロール活動を行っていくこととしています。

また、事業者は日常業務において負担のない範囲で見守り活動を実施することで、それぞれの活動が一体となり、町民の防犯意識を高揚させることを目的としています。



報告3 酒々井町における高齢者見守り活動等に関する協定の締結について

～住み慣れた地域で安心して暮らせるように～

2月21日、町は千葉県ヤクルト販売株式会社と「酒々井町高齢者見守り活動等に関する協定」を締結しました。

町では、高齢者と接する機会の多い事業者と高齢者見守りネットワーク事業を実施しています。

今回、この事業の趣旨に賛同いただいた、千葉県ヤクルト販売株式会社と協定を締結したもので、同社ヤクルトレディが訪問販売活動などの日常業務において、さりげない見守りを行い、異変時や支援が必要な際は、速やかに町へ連絡することにより、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉の向上に寄与することを目的としています。



報告 4 史跡本佐倉城跡千葉勝胤歌碑設置について

～ 500年の時を経て千葉氏の和歌が蘇る～

3月1日、史跡本佐倉城跡入口広場に千葉勝胤歌碑が設置され、除幕式が行われました。

本歌碑は町制施行135周年記念事業の一環として設置されたもので、酒々井町繁栄の基礎を築いた本佐倉城3代城主・千葉勝胤の和歌の一首を刻んだものです。

本佐倉城跡では、令和3年1月に活用の拠点となる「本佐倉城跡案内所」が開所しました。その案内所は、現在年間約12,000人以上の見学者が訪れる町の観光拠点としての役割を果たし、町内外に向けてPR、観光人口の増加に寄与しています。

このたびの歌碑の設置を契機とし、今後のさらなる観光客の誘導や城の魅力・PRの充実を図り、本佐倉城跡の新たなスタートとなることを期待しています。



『春の日の野原の一本の梅の枝にとつては、その脇を行き来する人々の袖がおこす風であつても嵐のようなものであろう』
千葉勝胤

かすがなる
野べの一本の梅が枝は
行きかふ袖や
あらしなるらん
千葉勝胤



報告 5 墨古沢遺跡の保存整備事業について**～事業の一時休止を判断～**

令和元年10月16日に国指定を受けた墨古沢遺跡は、国指定以後、用地の公有地化や各種計画の策定など保存整備事業を進めてきました。

令和7年度においても、遺跡保全の観点から、令和6年度から継続して行っている必要な用地の公有地化を進めることとしています。

なお、「墨古沢遺跡整備活用委員会」において具体的な遺跡及びガイダンス施設の整備、遺跡の効果的な活用方法について検討がされてきたところですが、現状、遺跡の有効活用の具体的な方策が見出されていない状況であり、また、町の公共施設の半分以上を占める小中学校等教育施設の老朽化対策などの喫緊の課題に対する施策を展開していく必要があるなど、今後も町の財政は厳しい状況が続く見通しがあるという中で、町全体を見据えた事業運営と、限られた財源の中での優先度合を考慮し、墨古沢遺跡保存整備事業については令和8年度から一時休止するという判断をしました。

これにより生み出された財源については、子育て支援や高齢者福祉などの事業費に充ててまいりたいと考えております。



報告 6 青少年交流の家に係る裁判について

青少年交流の家に係る控訴審の経過を報告します。

2月13日に東京高等裁判所において第1回目の口頭弁論があり、控訴人から控訴理由書、被控訴人から答弁書が提出されたことの確認があり、裁判長から、令和7年4月24日（木）午後1時20分判決と告知がありました。



しかしながら、裁判所としては和解による解決も考えていることから、今後、和解に向けた協議を行うこととなりました。

～裁判経過の概要～

工事名	(仮称)中央台青少年交流センター新築工事
受注者	(株)ヤマロク
構造・面積	木造平屋建・延べ床面積 63.71 m ²
契約日・契約金額	H27.11.19・11,755,638 円
工期	H27.11.20～H28.3.25

H28.3.31 工期内未完成のため酒々井町が契約を解除、通知
(出来高精算による建物の引き渡し他を求める)

H30.4.16 建物の引き渡しを求めるため提訴
(原告：酒々井町 被告：(株)ヤマロク)

H30.6.7 第1回口頭弁論

H30.8.2 第1回弁論準備手続

R元.10.16 第9回弁論準備手続（被告(株)ヤマロク側から24,460,791 円の支払い他を求める反訴状の提出）

R3.1.25 第17回弁論準備手続
(当該工事の(株)ヤマロクの下請会社(給排水工事)が(株)ヤマロクを訴えた裁判が、本件裁判と併合)



R5. 7.21 第 32 回 弁論準備手続

調停査定案 1,400 万円が示され、原告・被告に内容の精査が求められる

R5. 9.19 第 33 回 弁論準備手続

調停査定案を精査した書類を提出するも一切認められず、調停査定案 1,400 万円による和解受入れの判断を求められるも、回答を持ち帰る

R5.10. 6 町顧問弁護士との協議

以下の理由により調停査定案を受け入れないことと決定した

①調停金額 1,400 万円が当初契約金額 1,175 万 5,638 円及び町が積算依頼した出来高金額 750 万 3,006 円と大きな乖離があること

②和解案の根拠とする公共工事の品質確保の促進に関する法律のみであり、入札制度及び契約に対する配慮がないこと

(同内容を、裁判所及び町議会議員へ報告)

R5.11.7 第 34 回 弁論準備手続き (調停案の不成立の確認)

R6.1.22 第 35 回 弁論準備手続き

R6.2.16 証人尋問

R6.6.4 口頭弁論

R6.10.4 判決

R6.10.18 容認できる内容ではないと判断し控訴状を提出

R7.2.13 第 1 回口頭弁論 (現在に至る)